

## 新型コロナウイルス感染症の影響下における渡航にかかる誓約書

私は、明治大学法学部(以下「法学部」という。)が主催する短期留学プログラムの派遣留学生(以下「派遣学生」という)として、渡航及びその手続きを進めるにあたり、留学先国・地域では派遣学生自身で安全を確保しなければならないことを理解し、自覚と責任をもって、安全と健康に十分な注意を払うことを誓います。そして、下記の事項を承諾・厳守することを誓約し、渡航を希望します。

### 記

1. 留学先国・地域が新型コロナウイルス感染症の影響により感染症危険情報レベルが3以下であることを理解し、留学中における新型コロナウイルス感染症への感染については、派遣学生自らの判断と責任で対処します。
2. コロナ禍などによる不確定な世界情勢下で渡航準備を進めることになるため、結果的に渡航を伴う留学を断念せざるを得なくなる可能性が十分であることを理解しています。また、査証申請や航空券等の手配に関しては、留学を断念した場合であっても、その費用は自らの負担となることを理解しています。
3. 渡航前には、以下の全ての条件を満たす必要があることを十分に理解し、満たせない場合は、渡航を伴う留学を諦めます。  
【渡航先国・地域の条件】  
渡航先の国・地域による入国制限がない、または入国条件(ワクチン接種証明や陰性証明書の提示、自己隔離等の防疫措置)を満たすことができ、かつ、学業開始に支障を来さない時期までに渡航できる見込みがあること。  
【留学先校の条件】  
研修校による入構制限がない、または入構条件(ワクチン接種証明や陰性証明書の提示)を満たすことができ、かつ、学業開始に支障を来さない時期までに入構できる見込みがあること。
4. 留学先国・地域の政府からの指示や在外公館からの通知に注意をはらい、現地の法令を遵守するとともに、責任のある行動をとります。
5. 留学先国・地域の治安や感染症の状況により、法学部が留学の中止・延期または帰国勧告を決定する場合があることを理解し、その場合は速やかに指示に従います。
6. 別紙「新型コロナウイルス感染症の影響により感染症危険情報レベル3以下に指定された国・地域への渡航前に確認すべき項目」の内容を全て確認し、了承しました。
7. 帰国時・帰国後の水際対策措置を確認し、順守することを了承しました。
8. 下記健康状態について、留学に問題がないことを申告します。

健康状態についての申告 ※1) および 3) ~5) は全員回答必須 2) は該当者のみ記載	
1) 健康状態	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 病気治療中→2) を必ず記載
2) 現在治療中の病気がある場合の病名	
3) アレルギーの有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (アレルギー名: _____ )
4) 常時服用している医薬品	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (薬 _____ )
5) その他持病の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (病 _____ )

9. 上記を含め、募集要項の内容を全て確認し、了承しました。

以 上

記入日                    2023年                    月                    日

学生番号                    \_\_\_\_\_

氏名 (自署)                    \_\_\_\_\_

保証人氏名 (自署)                    \_\_\_\_\_

※ 1、2 枚目両方をスキャンし、PDF で [hogaku@mics.meiji.ac.jp](mailto:hogaku@mics.meiji.ac.jp) へ送付すること

## 新型コロナウイルス感染症の影響により感染症危険情報レベル3以下に

## 指定された国・地域への渡航前に確認すべき項目

- (1) 留学先国・地域における最新の感染状況を把握している。
- (2) 留学先国・地域への入国時における水際措置(PCR検査、自己隔離の有無やその期間等)について、留学先国・地域の定める措置や条件を理解し、その措置を取ることができる。
- (3) 留学先国・地域における感染拡大抑止のための法令(マスクの着用等)を把握している。
- (4) 留学先国・地域で感染の疑いが生じた場合、濃厚接触者として指定された場合、感染した場合に留学先国・地域において取るべき行動及び相談先を、次のとおり具体的に把握・理解している。
  - ①相談できる機関:協定校の留学生担当窓口または大学指定の海外旅行保険(東京海上日動火災株)に付帯している海外危機管理サポートデスク(+81-3-3572-8601)へ連絡・相談する。
  - ②検査できる機関:同上
  - ③受け入れ可能な医療機関:同上
- (5)留学先国・地域が情勢不安定な中で起こる様々なリスク(医療や大学のサポートが制限されるリスク、自由な移動が制限されるリスク等)を承知している。
- (6) 留学先国・地域において、救援・救護が必要になった場合でも、渡航先の国における入国制限によって、日本から家族や大学関係者が、速やかに又は全く入国できないことがあることを理解している。
- (7) 今後、留学先国・地域において(再)流行した際に取りべき対応をシミュレーションしている。
- (8)留学期間中は、法学部と留学先大学が定める各種報告事項(感染対策関わる健康情報等を含む)に速やかに対応する。

以上